

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

松村フレッシュタウン地区地区計画を次のように決定する

名称		松村フレッシュタウン地区 地区計画					
位置		松村 7 丁目の一部					
面積		約 2.3ha					
の方針	区域の整備・開発及び保全に関する	地区計画の目標		本地区は、金沢市の中心市街地の西方約 5.5 km に位置し、既に良好な市街地が形成されている地区である。この良好な住環境を維持・保全し、さらに緑豊かな潤いある市街地の形成を図ることを目標とする。			
		土地利用の方針		現に形成されている良好な住環境を損なうことなく、緑を積極的に配置するなど、緑豊かな環境を備えた低層住宅地を目指す。			
		建築物等の整備方針		地区計画の目標および土地利用の方針に基づき、良好な住環境の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を行う。			
地区整備に關する事項	建築物等に關する	地区の細区分	名称	1. 住宅地区 A	2. 住宅地区 B	3. 住宅地区 C	
			面積	約 1.1 ha	約 0.5 ha	約 0.7ha	
	建築物等の用途の制限	地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる用途以外の建築物等は、建築してはならない。					
		専用住宅（長屋を除く）			専用住宅		
		建築基準法別表第 2（い）項第 2 号に掲げる兼用住宅 長屋、共同住宅、寄宿舍、診療所 （住宅地区 C 地区の土地と一体の土地利用に供する場合に限る）		長屋、共同住宅、寄宿舍、診療所			
	建築物の敷地面積の最低限度	140 m ²					
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地の境界線までの距離の最低限度は、1.0m とする。 2 次の各号に掲げる建築物等については、前項の規定は、適用しない。 （1） 50 m ² 以下の自動車車庫 （2） 別棟の附属建築物で、道路境界線及び隣地等の境界線から 0.5m 以上離れているもの （3） 屋外とみなされる玄関のポーチで、道路境界線及び隣地等の境界線から 0.5m 以上離れているもの （4） 屋外とみなされる車いすの利用に供するスロープ				
			建築物等の高さの最高限度	10m			

地区計画の決定（松村フレッシュタウン地区）

議案第 3 3 5 号

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の細区分	1．住宅地区 A	2．住宅地区 B	3．住宅地区 C
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、周囲の景観と調和したものとする。</p> <p>2 建築物の屋根の色は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑又は濃紺を基調とした色調とし、マンセル表色系で別表に掲げるものとする。</p> <p>3 広告物等を設置する場合は、自家用とし、屋根面及び屋上に設置してはならない。</p> <p>4 建築物又は工作物の地盤面の高さは、道路境界線部分の高さから 0.3m 以下とする。</p>		
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路又は隣地に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線又は当該隣地境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、生垣又は植栽（いぶき類を除く）を基本として緑化につとめるものとする。ただし、透過性のあるフェンスで、高さが 1.5m 以下のものはこの限りでない。</p>			

（理由）

平成 3 年に建築協定を締結した本地区において、これまでに形成された良好な住宅地の環境を維持し、引き続き魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を定めるものである。

別表

外壁

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
グレー等	N	4～8	-
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5Y R、5Y R	3～8	4以下
	7.5Y R、10Y R	4～6	6以下
		3, 7～8	4以下
	2.5Y、5Y	3～8	4以下
	7.5Y、10Y	3～8	2以下
落ち着いた色調	N、R、Y R、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4～6	2以下

屋根

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3以下	-
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	-
茶	5 R	4以下	3以下
	Y R	6以下	4以下

表は JIS Z8721 によるマンセル値





